

個人情報の開示（カルテ開示）における本人確認書類等について

請求者区分	方法	請求者本人確認書類	その他添付書類1	その他添付書類2	その他添付書類3
本人	窓口	・ 運転免許証 ・ 個人番号カード 等			
	郵送	請求者本人確認書類の複写物	・ 請求者本人の住民票の写し (※30日以内に作成のもの) (※複写機による複写したものは不可)		
故人の遺族等	窓口	・ 運転免許証 ・ 個人番号カード 等	<b>【遺族等を証明するもの】</b> ・ 戸籍謄本、戸籍抄本 (※いずれも30日以内に作成のもの)		
	郵送	請求者本人確認書類の複写物	・ 請求者本人の住民票 (30日以内に作成のもの) (※複写機による複写したものは不可)	<b>【遺族等を証明するもの】</b> ・ 戸籍謄本、戸籍抄本 (※いずれも30日以内に作成のもの) (※複写機による複写したものは不可)	
法定代理人	窓口	・ 運転免許証 ・ 個人番号カード 等	<b>【法定代理人の資格を証明するもの】</b> ・ 戸籍謄本、戸籍抄本 ・ 成年後見登記の登記事項証明 (※いずれも30日以内に作成のもの)		
	郵送	請求者本人確認書類の複写物	・ 請求者本人の住民票の写し (30日以内に作成のもの) (※複写機による複写したものは不可)	<b>【法定代理人の資格を証明するもの】</b> ・ 戸籍謄本、戸籍抄本 ・ 成年後見登記の登記事項証明 (※いずれも30日以内に作成のもの) (※複写機による複写したものは不可)	
任意代理人	窓口	・ 運転免許証 ・ 個人番号カード	<b>【任意代理人の資格を証明するもの】</b> ・ 委任状、同意書（実印を押印したもの） (※複写機による複写したものは不可)	<b>【任意代理人の資格を証明するもの】</b> ・ 委任者の運転免許証等の複写物 ・ 印鑑登録証明 等（30日以内に作成のもの、複写機による複写したものは不可)	
	郵送	請求者本人確認書類の複写物	・ 請求者本人の住民票の写し (※30日以内に作成のもの) (※複写機による複写したものは不可)	<b>【任意代理人の資格を証明するもの】</b> ・ 委任状、同意書（実印を押印したもの） (※複写機による複写したものは不可)	<b>【任意代理人の資格を証明するもの】</b> ・ 委任者の運転免許証等の複写物 ・ 印鑑登録証明 等（30日以内に作成のもの、複写機による複写したものは不可)